

# 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の葬儀、火葬等に関するガイドラインの改正と厚木市斎場の施設利用について

令和5年1月14日

## 1 はじめに

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の葬儀、火葬等については、国が策定した令和2年7月29日付けの「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」に基づき適切に運用してきましたが、今般、国において、現行の指針の内容が、感染対策と社会経済活動の両立という現状のウィズコロナの考え方とズレが生じてきているとのことから、制限を緩和する見直しが図られました。特に、行動制限が次々と緩和される中で、故人との最後の面会（対面）についてはコロナ禍当初の制限が引き継がれていることから、見直しをすることが急務となっていました。

今回のガイドライン（指針）の改定では、遺族や医療従事者、葬儀業者の接触感染に注意が必要としつつも、制限を大幅に緩和する措置が図られており、コロナ禍前に近い形での葬儀や故人とのお別れが可能となっています。

## 2 改正された新型コロナウイルスの感染者の遺体の取扱いと厚木市斎場の施設利用について

### (1) 基本的な感染対策について

厚木市斎場では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関する基本的な対策については、式場や火葬場への会葬、参列に当たり、感染拡大の要因である「換気の悪い密閉空間」「人が密集」「近距離での密接した会話」という「三つの密」を避けるため、マスクの着用や咳エチケット、アルコール消毒液の活用と十分な手洗の励行等により、一人一人が正しく恐れ、感染拡大を避ける行動に努めていただくよう御理解と御協力をお願いしています。

### ※ 改正された新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方の葬儀、火葬等の取扱い指針（主要な箇所）

項目	現行の指針	改正後の指針	備考
1 納体袋	納体袋への収容を推奨 飛沫感染の恐れはないが、接触感染（体液に触れない。）に注意が必要	適切な感染対策（清拭、体液等の漏出防止など）を講ずれば、納体袋への収容は求めない。 遺体の状況により外傷などのない遺体は、納体袋への収容は不要とする。	
2 遺体への接触	遺体に触れることは控える。	適切な感染対策（遺体の鼻などに詰め物をするなど。）をすること。 ただし、感染予防策の期間満了の前後によって、遺体の扱いが異なる。期間前は、使い捨ての長袖ガウンなどの防護を推奨する。期間後であれば、通常の遺体と同様に扱える。 触れた場合は、手指消毒等を行う。	
3 通夜・葬儀	状況により取り行えるか検討する。 オンラインなど対面を避けるやり方も推奨。	遺族の意向を踏まえ、適切な感染対策を講じた上で、執り行う。	厚木市斎場では実施済み。
4 濃厚接触者の遺族の参列	濃厚接触者の遺族に対し、葬儀や火葬への参列を控えるよう求めている。	検査状況を踏まえつつ、適切な感染対策を徹底すること。特に症状のある場合は、対面は避けること。	厚木市斎場では実施済み。
5 火葬・収骨	火葬場で、一般の火葬と時間帯や遺族の動線を分けることや収骨時の制限。	適切な感染対策が講じられていれば、時間帯や動線を分けることは不要とする。	厚木市斎場では実施済み。
6 お別れや花入れ		遺体に適切な感染対策をし、納棺時に棺表面を清拭・消毒を行う。 基本的な感染対策を徹底し、遺体に触れた場合は、手指消毒等を行う。	厚木市斎場では、適切な感染対策が実施されていれば、棺の目張りは不要とする。 花入れは感染対策後であれば、可能。
7 遺体を処置する医療・葬儀のスタッフ	防護服や手袋の着用を求める。 遺族にもマスク着用などの基本的感染対策を要請する。	これまでと同様とする。	
8 その他 来場者数の制限	「情報共有シート」の活用	これまでと同様、「情報共有シート」を活用する。	厚木市斎場では来場者数を従前どおりおこなう50%程度とする。

詳細は、「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」改正のポイントを参照してください。

(2) 指針の改定に伴う厚木市斎場を利用する際の葬儀や火葬の考え方

新型コロナウイルス感染症は、次々と変異株を増やしながら、感染者数の増加に歯止めが利かない状態が続いており、収束の見込みは極めて困難となっています。現状ではもはやウィズコロナの考え方が主流になりつつあります。

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の厚木市斎場を利用する際の葬儀、火葬等については、令和2年7月に国が策定したガイドライン（指針）に沿って適切に運用するとともに、遺族・会葬者の皆様が故人の人生終焉の場に安心して参列ができるよう安全な施設運営に努めております。

こうしたことから、今回の指針の改正におきましては、「新型コロナウイルスはオミクロン株が主流になり重度化は低下したものの、感染力は増大しており、季節性インフルエンザと異なる特徴を持つ感染症になっている。」とのリスク評価もあり、今後においても葬儀式場や火葬場（告別室や収骨室）・待合室においては、基本的対策方針に加え、「相互接触の機会を減らす。」「対面での会話機会を極力減らす。」など、一層工夫する必要があると考えています。

### 3 厚木市斎場の施設利用と遺族、会葬者の感染防止対策について

(1) 感染防止のための留意事項

新型コロナウイルスの基本的な感染対策として、「マスクの着用」、「身体的距離の確保」、「手洗い・うがいの励行」、「こまめな換気」、「多人数での飲食の自粛」や「定期的な消毒」等が求められています。

厚木市斎場では、葬儀や火葬について改正後の「ガイドライン」（指針）に基づき適切に運用してまいりますが、次の事項に御留意ください。

ア 発熱や咳等の風邪の症状がある方には参列を控えるようお願いします。

イ 高齢者や基礎疾患のある方など感染リスクの高い方には参列を控えるようお願いします。

ウ 参列する場合は、マスクの着用や咳エチケット、アルコール消毒液の活用と十分な手洗いの励行をお願いします。

エ 実施時間の短縮、実施規模の縮小や家族・親族のみとした参列者の減員など、必要最小限（**来場者数は、おおむね 50%程度とする。**）の利用に努めてください。なお、椅子（座席）を間引くなど、間隔をおいて着席してください。

オ 通夜等で多人数の参列者・会葬者が予想される多い場合は、式場での滞在時間を短縮し、「密」を避けるため、自由焼香（式開始前の分散焼香）とするなど工夫に努めてください。

カ 室内の定期的な換気をお願いします。

キ 食事の提供は、極力弁当形式や持ち帰りなどとし、大皿による取り分け形式ではなく、個々で食べることができる方式とし、施設使用前にはテーブルなどをアルコール等で消毒してください。なお、間隔をおいて配膳してください。

ク 遺族控室での仮泊は、少人数としてください。

ケ 新型コロナ感染症に関する誤情報防止のため、関係機関・団体からの正確な情報の収集に努めてください。

(2) 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方や疑いのある方については、納体袋への収容の必要性の有無を確認するとともに、感染リスク防止のため基本的な感染対策を徹底し、納棺時に棺表面を清拭・消毒を行ってください。

なお、お別れ・花入れ時に遺体に触れた場合は、確実に手指消毒等を行ってください。（式場、告別室等に消毒液が配置されています。）

(3) 葬儀事業者においては、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方や疑いのある方については、厚木市斎場専用の「事務連絡票」において、「その他連絡事項」下段の「□ その他」欄等に、感染対策が実施されていることを確認した上で、「コロナ遺体」と記入し、FAX送信してください。

(4) 厚木市斎場の今後の対応とお願い

ア 当市斎場は、業務継続施設として特別のことがない限り通常どおりの運営をしています。

イ 当市斎場は、国が発出する「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（改正を含む。）に基づき適切な対応を行うものとしています。このため、ガイドライン（指針）等の改正、変更が生じた場合には、その都度必要に応じた対応をお願いします。

ウ 式場や火葬棟の入口にはアルコール消毒液や検温器（非接触式体温計）が用意してありますので、利用してください。

エ その他、斎場施設管理者の定める事項に御協力をお願いします。

以上